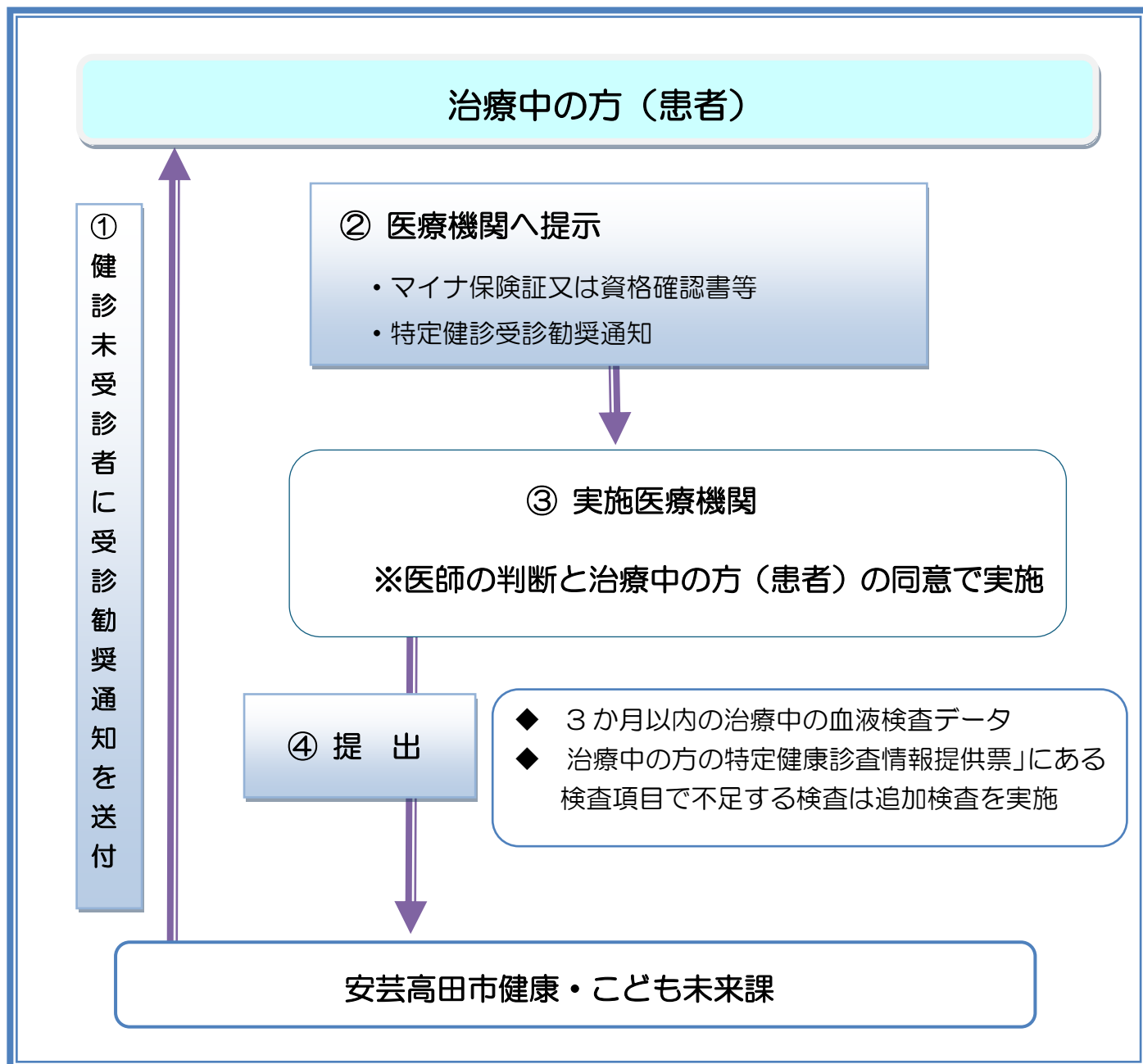


生活習慣病治療中の方の特定健康診査について
(みなし健康診査)



安芸高田市健康・こども未来課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話・お太助フォン：42-5633

みなし健診 Q&A

治療で検査したデータを活用することは大丈夫なの？

かかりつけ医で 3 か月以内に特定健診に相当する検査を受け、その結果を証明する書面の提出があった場合は、特定健診の結果として使用できます。（高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条）。【特定健康診査・特定保健指導に関するQ & Aより】

治療中のデータでは特定健診の検査項目が不足する場合はどうするの？

不足する検査項目については医療機関で追加検査をお願いします。なお、その検査費用は追加検査費用はかかりません。

なぜ糖尿病等で治療しているのに特定健診の対象になるの？

特定健診の対象外となる方は、厚生労働省告示第三号（平成 20 年 1 月 17 日）で定められています。具体的には妊産婦・刑事施設入所者・海外居住者・船員で相当期間船舶内にいる者・6 か月以上の入院者等となっており、治療中の方は特定健診の対象となっています。

いつまでの診療の検査結果が使えるの？

同一年度内の 3 か月以内の検査結果が活用できます。特定健診の検査項目が不足し、追加検査が必要な場合は、毎年度 3 月 31 日までに検査を済ませてください。

